

特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し
統一的な運用を図るための基準の一部変更について

〔令和元年 12 月 10 日〕
閣 議 決 定

特定秘密の保護に関する法律（平成 25 年法律第 108 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成 26 年 10 月 14 日閣議決定）の一部を次のとおり変更し、令和元年 12 月 11 日から施行する。

I の 3 (2) 中「第 12 条第 2 項」を「第 11 条第 2 項」に改める。

II の 2 中「第 12 条第 1 項第 1 号」を「第 11 条第 1 項第 1 号」に改め、同 2 (1) 中「第 4 条、第 7 条、第 8 条第 1 項第 3 号、第 9 条第 2 号及び第 11 条第 1 項第 3 号」を「第 3 条、第 6 条、第 7 条第 1 項第 3 号、第 8 条第 2 号及び第 10 条第 1 項第 3 号」に改め、同 2 (6) 中「第 8 条第 1 項第 1 号」を「第 7 条第 1 項第 1 号」に改め、同 2 (7) 中「第 9 条第 1 号」を「第 8 条第 1 号」に改め、同 2 (9) 中「第 11 条第 1 項第 1 号」を「第 10 条第 1 項第 1 号」に改め、同 2 (10) 中「第 12 条第 2 項」を「第 11 条第 2 項」に改める。

II の 3 (3) 中「第 4 条第 3 号」を「第 3 条第 3 号」に改め、同 3 (5) 中「第 4 条第 1 号から第 5 号」を「第 3 条第 1 号から第 5 号」に改め、同 3 (6) 中「第 4 条第 2 号」を「第 3 条第 2 号」に改める。

II の 6 (1) 中「第 12 条第 1 項」を「第 11 条第 1 項」に改め、同 6 (2) 中「第 12 条第 1 項第 2 号」を「第 11 条第 1 項第 2 号」に改め、同 6 (3) 中「第 12 条第 1 項第 10 号」を「第 11 条第 1 項第 10 号」に改める。

Ⅲの1(2)ア中「第8条第1項」を「第7条第1項」に、「第8条第1項第2号」を「第7条第1項第2号」に改め、同1(2)イ及びウ中「第8条第1項第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同1(3)中「第9条」を「第8条」に、「第9条第1号」を「第8条第1号」に改める。

Ⅲの2(2)中「第11条第1項」を「第10条第1項」に、「第11条第1項第2号」を「第10条第1項第2号」に改め、同2(3)及び(4)中「第11条第1項第1号」を「第10条第1項第1号」に改める。

Ⅳの10(4)イ中「第22条」を「第21条」に改める。

Ⅴの3(2)ア(ア)中「第4条」を「第3条」に、「第9条第2号若しくは第11条第1項第3号」を「第8条第2号若しくは第10条第1項第3号」に改める。